

認証制度について

● UL 及び cUL

ULとは、アメリカ合衆国の法人で”Underwriters Laboratories Inc.”の略称です。
当機関では、UL規格を制定し製品の火災や感電について人名や財産を守るために製品の
認定や継続認証を行っています。

AWM 758「Appliance Wiring Material」より記号は「AWM」と表されています。

cULとは、カナダの国家規格であるCSA規格を、試験及び認証機関としてULが認証を代行
して行うものです。cULサービスとはカナダ向け製品について、ULがCSA規格に基づいて試
験を行い認証及びフォローアップサービスを行うことで、認証を受けた製品にはcULの表示
を行うことができます。またこれらはCSA認証を受けているものと同等の扱いがなされます。

CSAとはカナダの認証機関Canadian Standard Associationの略称で、カナダ国内で販売
される製品にはCSA規格の認定品である必要があります。

CSA規格はUL規格と並んで世界的に代表的な規格です。

			
アメリカ	カナダ	アメリカ及びカナダ	ULリスティングマーク
レコグナイズドコンポーネントマーク			

各認証適合品には製品及び梱包に指定の表示を行い、梱包に指定のラベルを貼付して表示します。

● KHD UL AWM スタイル一覧 ファイル番号：E58095

Single-Conductor, Thermoplastic Insulation

1007	1011	1013	1015	1028	1032	1061	1071
1095	1107	1113	1150	1185	1195	1208	1275
1284	1285	1347	1356	1365	1429	1430	1431
1490	1503	1533	1534	1553	1561	1569	1571
1617	1685	1691	1741	1777	10235	10368	11711

Multiple-Conductor, Thermoplastic Insulation

2057	2092	2096	2097	2265	2266	2405	2428
2444	2464	2468	2474	2514	2517	2522	2547
2552	2555	2562	2569	2592	2851	2854	2877
2932	2933	20276					

Single-Conductor, Thermoset Insulation

3265	3266	3271	3302	3385	3398	3938	
------	------	------	------	------	------	------	--

Appliance wiring material - AWM, I, A/B

AWM, I / II, A/B
Appliance wire - Extruded XLPE, Insulated Singles, Class I, Group A/B, or A/B
Equipment WIRE-TEW
Equipment WIRE-TR-64

● 電気用品安全法

電気用品安全法は電気用品の安全性の確保について民間事業者の自主的な活動を促進する事により火災、事故及び障害を防止することを目的としています。電気用品を製造又は輸入しようとする事業者は、経済産業大臣に届ける義務があり、その届出事業者は製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要があります。

電気用品のうち特に危険又は障害の発生するおそれが多いもので、政令で定めるものを、「特定電気用品」と定義し、当該製品を製造又は輸入しようとする事業者は経済産業大臣が認定又は承認する検査機関による適合性検査を受け、かつ適合性についての証明書の交付を受け、これを保存しなければなりません。また検査記録の作成保存及び表示が義務付けられています。KHDの電線及びプラグ付き電源コードは特定電気用品適合品で <PS>E 認証機関名(JET又はJECTEC)を表示しています。

● 電気用品難燃性任意登録制度 F マーク

電線のF マークは、難燃性の任意登録制度で電気用品技術基準、別表第八の燃焼試験(垂直)に適合していることを、第三者機関においてサンプル試験と工場審査に合格した後、登録される制度で、アメリカULのVW-1試験に対応する日本国内の試験制度として定められたものです。(登録機関は日本品質保証機構 JQA) 登録品には「- F -」マークを表示します。

● CE マーキング

CEマーキングとは、製造者または輸入者が、製品にCEマーキングを表示することによりその製品がEU (欧州連合)のEC指令(EC Directive)に適合していることを表明し、EU域内で自由な流通を保証されるものです。このEC指令は、EU閣僚理事会が発行する指令に基づき実施され、機械指令、EMC指令、低電圧指令などがあります。

電線が対象の独立したEC指令はありませんが、電線は安全に係わる重要な製品と考えられ電線は低電圧指令が適用されると考えられています。またEU諸国とのトラブルを避けるために、電線にCEマーキングを表示しています。

● CENELEC規格

(Comite Europeen de Normalisation Electrotechnique)

CENELEC(欧州電気標準委員会)から発行される規格には、正式規格としてのEN規格(Norme Europeenne(仏))の略で、英語では (European Standards)と、暫定規格としてのHD規格(Harmonization Document)があり、電線はHD21として制定されています。

● RoHS2指令

(Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic)

電気・電子機器含有特定危険物質使用制限指令の略で、EUが実施する有害物質規制を指し2015年6月4日に公布されました。EU域内で取り扱われる電気・電子機器製品について特定の10物質の使用を禁止する指令で、10物質とは以下の表の通りとなる。

RoHS2 10物質			
鉛	Pb	ポリ臭化ジフェニルエーテル	PBDE
水銀	Hg	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	DEHP
カドミウム	Cd	フタル酸ブチルベンジル	BBP
六価クロム	Cr	フタル酸ジ-n-ブチル	DBP
ポリ臭化ビフェニル	PBB	フタル酸ジイソブチル	DIBP